

境港台風・津波等対策協議会会則

(目的及び設置)

第1条 この会は、境港及びその周辺海域における台風・津波等の異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による船舶等の安全確保のため、事前に安全対策を検討し、必要な措置を講じることを目的として設置する。

2 この会を境港台風・津波等対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、境海上保安部交通課に事務局を置く。

(業務)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 台風・津波等の異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情に関する荒天準備及び避難勧告の時期及び内容の検討並びに境港長等から発出される指導又は勧告・命令の周知及び徹底
- (2) 津波に関する安全対策の策定
- (3) その他海難防止に必要と認める事項

(構成)

第3条 この協議会は、境港に關係のある別紙1の機関をもって構成する。

(組織)

第4条 この協議会は、委員長、関係行政機関委員及び海事関係委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、当年度最初の協議会において、委員の中から立候補又は推薦により選出する。ただし、立候補又は推薦がない場合は境海上保安部次長が務めるものとする。
- (2) 委員長の任期は、当年度最初の協議会から、次年度最初の協議会までとする。ただし再任は妨げない。
- (3) 委員は、別紙1に掲げる機関の長、又は、その指名する職員をもってあてる。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員を招集のうえ協議会を開催し、必要な事項を協議するものとする。

2 委員長は、緊急に対策を講じる必要がある場合、協議会での事前了承又は委員との電話（FAXを含む。）協議をもって協議会に代える

ことができる。

- 3 電話協議については、連絡が取れた委員の半数以上の了承をもって、委員会としての承認が得られたものとする。
- 4 委員長は、協議会等（第5条第2項において協議会に代える場合を含む。）において決定した事項を港長に建議する。

（情報伝達）

第6条 事務局は、協議会等において決定し、港長に建議した事項及び港長の船舶等に対する注意喚起、勧告、命令等を別紙2の伝達系統のとおりFAXにより各委員に伝達する。なお、予め電子メールアドレスを登録する委員には、勧告、命令等の発出について、電子メールにより通知する。

（細目の制定）

第7条 この会則に定めるもののほか委員長は協議会の運営に関し、必要な細目を定めることができる。

〔付則〕

- 1 境港台風対策協議会は、平成19年12月6日付をもって解散する。
- 2 この会則は、平成19年12月6日から施行する。
- 3 この会則の一部改正は、平成22年7月1日から施行する。
- 4 この会則の一部改正は、平成25年3月7日から施行する。
- 5 この会則の一部改正は、令和2年6月24日から施行する。

境港台風・津波等対策協議会細則

会則第7条の規定により次の細則を定める。

1 台風（発達した低気圧を含む）に対する措置基準

区分		発出の基準	実施事項
第1警戒体制	通常準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に6時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報の発表が予想されるとき ○ その他、委員から荒天準備が必要と判断されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難する船舶は、第2警戒体制の発出を待たず、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配等の必要な避難準備を整えること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずること。 4 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物の荷役、海上工事作業は中止基準を厳守すること。 5 岸壁・桟橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の物件の高潮・高波・強風による流出防止措置をとること。 6 VHF装備船は、VHFを聴取すること。（国際VHF16ch） 7 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適切な入力を行うこと。
	特別準備体制	<p>最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に10時間以内に到達すると予想されるとき</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難する船舶は、第2警戒体制の発出を待たず、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配等の必要な避難準備を整えること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずること。 4 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物の荷役、海上工事作業は中止基準を厳守すること。 5 岸壁・桟橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の物件の高潮・高波・強風による流出防止措置をとること。 6 VHF装備船は、VHFを聴取すること。（国際VHF16ch） 7 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適切な入力を行うこと。
第2警戒体制	通常避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に4時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報が発表されたとき ○ その他、委員から避難体制が必要と判断されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 岸壁公称能力超過船舶、危険物積載タンカー、高乾舷船舶（客船、コンテナ船、チップ船等）、風浪から比較的遮蔽されて安全に係留可能なバース以外のバースに係留している船舶は防波堤外に避難すること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 4 岸壁・桟橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 錨泊船は、見張りを強化し、直ちに機関を使用できるよう準備を行う等十分な走锚防止対策を講じること。
	特別避難体制	<p>最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に8時間以内に到達すると予想されるとき</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 総トン数500トン以上の船舶は、原則として台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難すること。 3 港内において係留避泊の船舶は、増しもやい等の係留索強化、機関の準備、定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。 4 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 5 岸壁・桟橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。

注1 発達した低気圧に伴う発出は、気象庁の気象情報に基づくため、協議会の開催・発出の段階を経ずに発出する場合がある。

注2 汽艇等とは、汽艇（総トン数20t未満の汽船をいう）、はしけ及び端舟その他ろかいいのみをもって運転し、又は主としてろかいいをもって運転する船舶をいう。

注3 発出時期は、上表「発出の基準」を基本とするものの、各委員が関係先に周知し、実施体制が作業要員の確保も含め、安全且つ適切に実施できる時間帯を考慮のうえ、早期発出について柔軟に対応する。

解除時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風（強風域）が通過し、港内の船舶交通に支障のないことが確認されたとき。 ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に発表された暴風・暴風雪警報が解除され、港内の船舶交通に支障のないことが確認されたとき。 <p>注 解除時期については、上記を基本とするものの、境港及び周辺地域・海域の気象状況も勘案し、柔軟に対応する。</p>
------	---

注意事項 (米子空港周辺海域における錨泊自粛)	中海に設置されている米子空港の航空導灯（西側）を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走锚等に起因する事故を防止するため、錨泊を自粛すること。 錨泊自粛期間：気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測される時から同警報が解除されるまで。 (別添「荒天時の走锚等に起因する事故防止について」リーフレット参照)
----------------------------	--

2 津波に対する措置基準

(1) 基準

- ア 沿岸部に津波が到達した際は、停電その他の理由により通信・伝達手段を喪失し、情報伝達の遅延・不達も想定されることから、気象庁から津波予報区「鳥取県」又は「島根県出雲・石見」に対して、津波注意報又は大津波警報・津波警報が発表されたときは、各委員は港長からの「勧告」の伝達の有無にかかわらず、自主的かつ速やかに下表に定める措置を実施すること。なお、協議会の開催は行わない。
- イ 委員は予め必要な関係者に別表1「津波に対する船舶対応表」を配布し、勧告発出時に迅速に対応できるよう定期的かつ継続的に周知を図ること。
- ウ 対応に当たっては人命の安全を最優先とすること。

区分		措置
第1警戒体制	気象庁から津波注意報が発表されたとき。	別表1「津波に対する船舶対応表」の津波注意報による対応を実施する。
第2警戒体制	気象庁から大津波警報・津波警報が発表されたとき。	別表1「津波に対する船舶対応表」の大津波警報・津波警報による対応を実施する。
警戒体制の解除	気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されたとき。	

- ※ 津波予報の場合は、勧告は発出しない。
- ※ 津波予報区「鳥取県」と「島根県出雲・石見」で、それぞれ発表された津波警報・注意報の種類が異なった場合においては、危険度の高い方を採用する。
- ※ 勧告発出例は様式1から様式3による。

別表1

津波に対する船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						
			大型船、中型船（漁船を含む）				小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)		
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船	
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難			港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
			荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避			港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊	
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避	
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避	
備 考				事業者側で予め対応マニュアルを作成					

津波来襲までの時間的余裕

有り： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ個縛等の安全な状態に置くまで）がある場合

無し： 大津波警報・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ個縛等の安全な状態に置くまで）がない場合

大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避： 港外の水深が深く、十分広い海域、冲合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港内避泊： 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）。

陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する。

F a x 送信（本紙含め2枚）
令和 年 月 日

境港台風・津波等対策協議会委員 各位

勧 告

気象庁から津波注意報が発表されたことから、境港における船舶等に対し、港則法第39条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

令和 年 月 日 : (日本時間) をもって、
第1警戒体制とする。

別添「津波に対する船舶対応表」に基づき速やかに対応すること。
なお、時間的に余裕のない場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難すること。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。

- ・国際VHF（ch16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ・当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ・AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。

令和 年 月 日

境 港 長

境港台風・津波等対策協議会事務局
(境海上保安部 交通課)
Tel・fax 0859-42-2534

F a x 送信（本紙含め 2 枚）
令和 年 月 日

境港台風・津波等対策協議会委員 各位

勧 告

気象庁から 津波警報 大津波警報 が発表されたことから、
境港における船舶等に対し、港則法第 39 条第 4 項の規定に基づき、
次のとおり勧告します。

令和 年 月 日 : (日本時間) をもって、
第 2 警戒体制とする。

別添「津波に対する船舶対応表」に基づき速やかに対応すること。
なお、時間的に余裕のない場合、乗組員等は陸上の高い場所に避
難すること。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、
次の事項に留意すること。

- ・ 國際 V H F (c h 1 6) を常時聴取する等の海上保安庁との
連絡手段を確保すること。
- ・ 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ・ A I S 搭載船舶のA I S 常時作動を確認すること。

令和 年 月 日

境 港 長

境港台風・津波等対策協議会事務局
(境海上保安部 交通課)
Tel・fax 0859-42-2534

F a x 送信（本紙 1 枚）
令和 年 月 日

境港台風・津波等対策協議会委員 各位

勧告解除

津波注意報 津波警報 大津波警報 の発表に伴い、
令和 年 月 日 : に発出し
ました第 1 2 警戒体制は、令和 年 月
日 : (日本時間) をもって解除しま
す。

引き続き地震・津波等に対する情報には留意願います。

令和 年 月 日

境 港 長

境港台風・津波等対策協議会事務局
(境海上保安部 交通課)
Tel・fax 0859-42-2534

荒天時の走錨等に起因する事故防止について

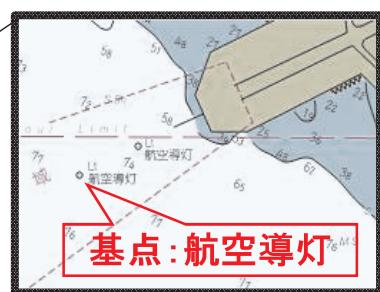
～荒天時における境海上保安部からのお願い～

中海に設置されている米子空港の航空導灯(西側)を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、錨泊の自粛をお願いします。(美保湾を除く)

錨泊の自粛をお願いする期間：気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測されるときから同警報が解除されるまで。

※ 走錨：強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

【荒天時の錨泊自粛海域図】



錨泊の自粛をお願いする期間ではなくとも、
『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点
について注意して運航してください。

- 最新の気象情報等を入手し、影響が少ない海域へ早めの移動(台風の右半円を避ける等)
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮(ちちゅう等)
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート(船側が必要とする情報の提供、助言)



※HPより引用

平成30年9月4日、台風21号による強風の影響で走錨した船舶(油タンカー、総トン数2,591トン)が、関西国際空港連絡橋に衝突、船舶交通の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。
境海上保安部では、中海で同種事故が発生するのを防止するため、荒天時における錨泊の自粛を求めるものです。
事故防止のため、ご協力をお願いいたします。